

日医発第1595号（保険）
令和6年12月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和6年11月29日付け新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料1のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和6年12月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和6年11月29日付け 保医発1129第8号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

保医発 1129 第 8 号
令和 6 年 11 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4 (30) の次に次を加える。
 - (31) 抗 GM-C S F 抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査の「43」抗 GM 1 I g G 抗体、抗 G Q 1 b I g G 抗体の所定点数 2 回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数 150/100 を乗じ算定する。なお、診断時に 1 回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。
- 2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 5 (6) を次のとおり改める。
 - (6) 「18」の T A R C は、以下のいずれかの場合に算定できる。
 - ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中の T A R C 量

を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。

- イ 薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

3 別添1の第2章第13部第1節N005-2を次のとおり改める。

- (1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- (2) FGFR2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法（Break-apart法）により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(30) (略) <u>(31) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1 IgG抗体、抗GQ1b IgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。</u> D015 血漿蛋白免疫学的検査</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013 (略) D014 自己抗体検査 (1)～(30) (略) <u>(31) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1 IgG抗体、抗GQ1b IgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。</u> D015 血漿蛋白免疫学的検査</p>

<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「18」のT A R Cは、以下のいずれかの場合に算定できる。</p> <p>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。</p> <p>イ <u>薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>ウ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</p> <p>(7)～(15) D 0 1 6～D 0 2 5 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第4部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断 1～9 (略)</p> <p>第1節 病理標本作製料 N 0 0 0～N 0 0 5 (略)</p> <p>N 0 0 5－2 ALK融合遺伝子標本作製</p> <p><u>(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に</u></p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「18」のT A R Cは、以下のいずれかの場合に算定できる。</p> <p>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。</p> <p>(新設)</p> <p>イ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のT A R C量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる</p> <p>(7)～(15) (略)</p> <p>D 0 1 6～D 0 2 5 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第4部～第12部 (略)</p> <p>第13部 病理診断 1～9 (略)</p> <p>第1節 病理標本作製料 N 0 0 0～N 0 0 5 (略)</p> <p>N 0 0 5－2 ALK融合遺伝子標本作製</p> <p>ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度と</p>
---	---

<p>1回を限度として算定する。</p> <p>(2) <u>F G F R 2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、F G F R阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、F I S H法（Break-apart法）により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のA L K融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。</u></p>	<p>して算定する。 (新設)</p>
N 0 0 5 - 3～N 0 0 5 - 5 (略)	N 0 0 5 - 3～N 0 0 5 - 5 (略)
第2節 (略)	第2節
第14部 (略)	第14部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)

新たに保険適用が認められた検査

令和6年11月29日 保医発1129第8号（令和6年12月1日適用）

No.1

測定項目	抗 GM-CSF 抗体
販売名	KBM ラインチェック APAP
区分	E3（新項目）
測定方法	イムノクロマト法（定性）
主な使用目的	血清中の抗 GM-CSF 抗体の検出（自己免疫性肺胞蛋白症の診断の補助）
点数	D014 自己抗体検査 43 抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体 460点 2回分 希少疾病等技術料係数150/100 1,380点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D013（略） D014 自己抗体検査 (1)～(30)（略） <u>(31) 抗GM-C SF 抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1 Ig G抗体、抗G Q 1 b Ig G抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾患等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。</u> D015 血漿蛋白免疫学的検査(5)～(15)（略） (1)～(5)（略） (6)「18」のTARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。 ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。 <u>イ 薬剤性過敏症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ウ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</u> (7)～(15) D016～D025（略）</p>

測定項目	FGFR2 融合遺伝子標本作製
販売名	AmoyDx FGFR2 Gene Break-apart FISH プローブキット
区分	E3 (新項目)
測定方法	FISH 法 (Breakapart 法)
主な使用目的	がん組織中の FGFR2 融合遺伝子の検出 (タスルグラチニブコハク酸塩の胆道癌患者への適応を判定するための補助に用いる)
点数	N005-2 ALK 融合遺伝子標本作製 希少疾病等技術料係数 120/100 7,850点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部)</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第2款 (略) 第3節～第4節 (略) 第4部～第12部 (略) 第13部 病理診断 1～9 (略) 第1節 病理標本作製料 N000～N005 (略) N005-2 ALK融合遺伝子標本作製 <ins>(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</ins> <ins>(2) FGFR2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法(Break-apart法)により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。</ins> N005-3～N005-5 (略)</p>

(日本医師会医療保険課)